

水俣病訴訟から学ぶ

元参議院議員・弁護士 松野信夫

経歴

- 1979（昭和54）年10月 司法試験合格
- 1982（昭和57）年 4月 熊本で弁護士開業
- 1985（昭和60）年 8月 水俣病第2次訴訟福岡高裁判決
- 1987（昭和62）年 3月 水俣病第3次訴訟熊本地裁判決
- 1995（平成 7）年12月 与党三党による政治解決
- 2003（平成15）年11月 衆議院選挙当選
- 2004（平成16）年10月 関西訴訟最高裁判決
- 2005（平成17）年 9月 衆議院選挙落選
- 2007（平成19）年 7月 参議院選挙当選
- 2013（平成25）年 7月 参議院選挙落選

複雑、多様な水俣病訴訟（資料1）

水俣病ほど様々な訴訟が提起された事件はない

幕引きを図ろうとしても、何度も撥ね除けてきた

→ それだけ被害が甚大でありかつ広がっていた

訴える者、支援する者（学者研究者、弁護士、市民）の頑張り

国の経済産業、厚生労働、地方自治、公害・環境行政を揺り動かす

民事訴訟・・・現在でも7訴訟が係属中

行政訴訟・・・現在でも3訴訟が係属中

刑事訴訟・・・現在の係属はない

四大公害（資料2）

四大公害訴訟がもたらした意味 —— 司法が果たした被害者救済論

四大公害訴訟は、全て被害者の勝訴で、公害における被害者救済論を進化させた。

判決の重要性

- ① 企業の公害に対する責任を明確にしたこと
- ② 企業には公害を防止義務があり、これに違反したときにはその賠償と公害を取り除く費用は企業が負担をしなければならないことを明確にしたこと
- ③ 国に公害防止とその補償に関する法律を制定させた
→ 権利救済から施策形成へ → 公害健康被害補償法

弁護士としての活動

弁護士は事件できたえられる

被害の事実は法理論を進化させる

理論武装

責任論 → 故意・過失の立証 → 損害論

民法の不法行為論，国家賠償法，各種の行政取締法

損害論の重要性

被害 > 理論

被害に始まり被害に終わる

いかにして被害を掘り起こし，裁判所内外にアピールするか

被害者の話を徹底して聞く

被害者の日常を観察する

裁判官に生の被害をどう見せるか

→ 尋問，現場検証

訴訟＋運動

単に法廷内の訴訟活動だけでは勝てない

深刻な被害の訴え＋これを支える運動

9 5 年政治解決

弁護団を中心にして裁判と和解の両にらみの闘争を続けた
与党（自民党，社会党，さきがけ）による解決策の提示（資料 3）
国・県は遺憾の意を表し，対象者には一時金，医療費等を支給
約 1 2, 0 0 0 人が補償対象となった

水俣病特措法（資料 4）

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法
2 0 0 9（平成 2 1）年 7 月，通常国会の最終盤で可決成立
松野は採決で棄権
賛否双方の立場から非難を受ける

水俣病をめぐる与野党の攻防

松野は，民主党水俣病対策作業チーム座長
故園田博之議員は，自民党水俣病作業部会長

民主党案と自民党案

自民党案 VS 民主党案一覧表（資料 5）

自民党案と民主党案は根本から大きく異なる

【民主党案】

国の責任を踏まえ，国が幅広く被害者救済を行い，その後チッソに対して求償する。

【自民党案】

国・県はチッソに資金を貸し付けてチッソに被害者への補償を行わせる。

自民党案の根幹

- ① チッソの分社化によって将来はチッソ本体を消滅させる
- ② 救済を受けるには公健法の認定取り下げ，訴訟の取り下げ
- ③ 紛争解決後に公健法の地域指定解除
- ④ 被害者救済の条文は一つだけ，残りはチッソ分社化のための規定

特措法の背景事情

自民党案の背景にはチッソの存在

→ チッソを援助しながら被害者救済問題をも処理しようという思惑

建前は汚染者負担原則＝P P P原則（polluter pays principle）

日本では公害問題の対策の中から、P P Pを公害対策の正義と公平の原則とする独自のP P P論が生まれた。公害防止事業費事業者負担法や公害健康被害補償制度に見られるように、原則の適用対象が被害の救済やストック公害の除去にも拡張された。

公健法の認定申請者の増加

最高裁判決後、公健法の認定申請が急増し、同年5月末には6452件になり、また保健手帳申請も2万5千件を超えるという状況で急増していた（資料6）。

与党や環境省は水俣病を早く収束させたい意向

自民党案はチッソ救済ありきの解決策であった。自民党案の背景には水俣病問題を早く終了させ、チッソを活かしつつ地域指定解除で被害者補償制度そのものを終わらせようという策動があった。

民主党本部でも水俣病問題については、自民党法案に修正をしたうえで成立させるという方針になった。すでに与党、環境省、熊本県は2008（平成20）年12月段階でチッソ分社化を容認することで一致し、いわば外堀は埋められていた格好ではあったから、民主党幹部も受け入れやむなしとの判断に傾いた。松野は、チッソ分社化はどうしても受け入れられないとの立場に固執し、民主党国対と対立した。

松野が与野党協議から外れる

松野は、2009（平成21）年6月には与野党協議のメンバーから外れるようにとの民主党国対からの指示があり、これを受け入れた。以降、松野を外して与野党協議を進めることになった。担当した議員とはその後、何度も与野党協議の進捗状況について相談を受け、チッソ分社化を容認する方向性の民主党の方針が変えられないのであれば、少しでも幅広い救済になるように救済範囲の拡大につながるような条文設定を求めた。

若干の修正

その結果、四肢抹消感覚障害を中心とするものの片側でも全身性でも認めるといった修正につなげることになった。また、当初は公健法の地域指定解除の動きもあったが、これは絶対反対を貫き、さすがに与党もこれを撤回するに至った。もともと与党としては、チッソ分社化さえ通れば地域指定解除はさほど拘泥しないという姿勢が透けて見えていた。その他メチル水銀の汚染調査や今後の環境汚染防止措置をとることも自民党は受け入れるとのことで、ささやかながらも前進した面はあった。

しかし松野にとってチッソ分社化はどうしても了解できる話しではなく、結局、この溝は埋められないまま7月の採決を迎えることになった。

特措法が成立した後、チッソの後藤会長は特措法が施行された直後の2010（平成22）年1月、チッソ社内報の年頭所感で「（分社化で）水俣病の桎梏（しっこく）から解放される」と率直に吐露している。

特措法の持つ意味（資料7）

特措法の結果、確かに約5万人の被害者が一定の救済を受けるようになった。他方、このことは改めて水俣病被害の広がりを示すものともなった。特措法の功罪は数多くの論者が論じているところであるが、その成立に関わってきた者として複雑な思いは免れない。

真っ白いキャンバスに解決の図柄を描くことは割合容易であっても、既存のシステムがある中で新しい救済システムを描くことは困難である。とりわけ水俣病の場合、行政判断もあれば司法判断もある、補償協定もあれば95年の政治解決もある。一度ガラガラポンができればよいが、そうはならない。

様々な利害が絡み合った中で既存システムとの整合性を取りながら新たな救済システムをどう作るか、極めて難しい課題に向き合う。これまでその場しのぎの解決策の積み重ねでもあったから、今回の特措法も規模の大きな弥縫策かもしれない。

それでも今回の特措法で数万単位での救済がなされたことで、水俣病補償申請に対する遠慮やしがらみという「たが」が相当程度外れたのではないかと考える。

残された課題（資料8）

特措法が成立したが、指定地域の問題や救済期間の問題が残され、2009（平成21）年9月に政権交代した民主党政権に委ねられることになった。松野は、小沢鋭仁環境大臣やその後の松本龍環境大臣に要請して多少の救済期間延長などを得たが、特措法の下でのささやかな救済拡大にとどまった。

チッソ分社化が容認されたことによって、いずれはチッソという親会社は消滅し、水俣病の桎梏を逃れ、液晶などに特化した子会社が生き残ることになる。水俣病訴訟弁護団が、水俣病第1次訴訟時に声を大にして叫んだ「チッソは死ぬことも許されない」という訴えがかき消されようとしている。

しかし、水俣病を取り巻く歴史は、今回の特措法で決して終わらせないことを物語っている。決して熊本だけの問題ではなく、福島原発や沖縄基地問題に通じる問題提起を水俣が発信し続けている。

政治と司法の違い

政治は、最終的には民意を背景にした多数決

司法は、最終的には事実認定と理屈を裁判所が判断

どちらも絶対ではない。それぞれ長所短所がある。

政治場面では、政治家の力量にもよるが、「官僚」「選挙」の思惑強し
政治場面でも威力を発揮するのは、具体的な生の事実である

果たすべき役割をそれぞれが果たさなくてはならない

→ 水俣病の原因究明、補償、救済、世界に対するアピールなど

（了）